

議案第 174 号

さいたま市副市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
さいたま市副市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

平成 21 年 11 月 25 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市副市長の退職手当の特例に関する条例

副市長の退職手当の額は、さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 40 号）第 9 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、同号の規定により算定して得た額からその額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成 25 年 5 月 26 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、平成 25 年 5 月 26 日において現に副市長の職にある者については、この条例の規定は、同日後も当該副市長の任期が満了するまでの間は、なおその効力を有する。